

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和5年12月7日（木曜日）

午前10時0分開会、午後1時32分散会

（休憩 午後0時2分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、  
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、  
高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、及川担当書記、菅原併任書記、安達併任書記、下田併任書記

6 説明のため出席した者

藤代農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、  
工藤林務担当技監兼全国植樹祭推進室長兼企画総務課長、大坊競馬改革推進室長、  
嵯峨参事兼林業振興課総括課長、今泉農村整備担当技監心得兼農村計画課総括課長、  
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、  
臼井農林水産企画室管理課長、金野団体指導課総括課長、似内流通課総括課長、  
和泉流通課流通企画・県産米課長、佐々木農業振興課総括課長、  
伊藤農業振興課担い手対策課長、竹澤農業普及技術課総括課長、  
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、  
東梅農村建設課総括課長、中村農産園芸課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、  
村上畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、砂子田森林整備課総括課長、  
太田水産振興課漁業調整課長、田村森林保全課総括課長、佐々木漁港漁村課総括課長、  
佐藤漁港漁村課漁港課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

イ 議案第3号 令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費中、第6款農林水産業費及び議案第3号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、人事委員会勧告に基づく給与改定に要する経費を補正しようとするものであります。

議案（その1）の9ページをお開き願います。歳出の表中、6款農林水産業費の2億114万8,000円を増額しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。17ページをお開き願います。議案第3号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ696万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,387万9,000円とするものであります。

18ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入の3款繰入金は、一般会計と県営林造成基金からの繰入金を増額しようとするものであり、19ページに参りまして、歳出の1款県有林事業費は、一般会計補正予算（第4号）と同様、人事委員会勧告に基づき、県有林事業関係職員の給与改定に要する経費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 きょうはマグロの件と、サケの件をお話したいと思っております。

最初に、マグロの件です。来年度の漁獲可能量の見通しは、もう立っているのかどうかということが一点。

もう一点は、今年度の漁獲可能量の割り当てがどのようになっているのか、我々が希望する漁獲量が割り当てられたのかということです。

あともう一点は、漁獲の枠が先に塞がってしまった地区があつて、まだマグロが来ている場合、何とか捕ることができないか現場も非常に興味を持っています。マグロの行っているところと行っていないところは当然あると思うのです。例えば漁獲枠を隣のまちから譲り受ける、貸してもらおうというような形で融通が利くのかということもあわせて三つお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 マグロ漁獲可能量について、クロマグロは国際的な資源回復の取り組みが進められておりまして、国全体の漁獲可能量を基に毎年度国から都道府県に対して30キログラム未満の小型魚と30キログラム以上の大型魚に分けて漁獲可能量が配分されております。さきに新聞報道がありましたが、令和6年度の配分案は、本県の過去の漁獲実績に基づきまして、小型魚が78.8トン、大型魚が55.1トンとなっております。対前年比で大型魚が0.2トン増加となっております。来年の4月以降に3月末日までの今年度の漁獲実績を踏まえまして、追加の配分が予定されております。ただ、今後の追加配分につきましては、近年他県でも漁獲量がふえておりまして、前年度の繰越分や余剰分などから成る追加配分の原因が非常に逼迫しているために、大幅な追加配分は見込めないと考えております。

また、佐々木茂光委員からお話がありました捕れていない地区からの融通につきましては、融通制度がございまして、約2カ月に1回、そのような融通等についての照会が各県に来ます。その中で、岩手県については、毎回20トン程度の譲渡を希望しているところですが、これまでに成立したのは昨年度の100キログラムの譲渡で、それ以外は成立していない状況です。

○佐々木茂光委員 0.2トンといたら200キログラムですね。

○太田漁業調整課長 はい。

○佐々木茂光委員 網に入っているマグロというのは大抵、1本100キログラム、200キログラムぐらいのものが入っているのではないですか。200キログラムといたら、極端に言うと、2本で終わってしまうということですね。

○太田漁業調整課長 確かに大型魚ですと、かなりサイズが大きくなっておりまして、今年度ですと一番大きいのは300キログラムを超えているものがありますので、200キログラムですと1匹いくかいかないかではございますが、これはあくまで当初配分ということとして、実際来年度の漁獲可能量が確定しますのは4月以降の追加配分が来てからになります。そうしますともう少し量的にはふえると見込んでおります。

○佐々木茂光委員 追加配分で漁獲可能量がふえると言っても、1トンも2トンもふえる枠ではないのでしょうか。国から200キログラムという数字を出されて、ああ、そうですか、わかりましたとしているのです。私はずっとこの話をしているのですが、そもそもサケ漁というのは定置網の待ち受けなのです。沖に行ってつかんでくる魚ではないのです。要するに入るものは拒むことができないのです。今サケはほぼ不漁で、かなり底をついている状況なので捕れるものは積極的につかみとらなければだめなのではないかと考えています。これまでの実績をいろいろ述べながら、漁獲量の割当てを調整してもらっていると思うのですが、そういったところを配慮するような配分はあるのですか。我々の実情をしっかりと国に届けているのか、どのように交渉しているのかお聞きします。

私などは特にそうですが、今はマグロにかける期待がとても高いのです。捕れないものを待っているよりも、来たものを確実につかみ取って少しでも水産業の活力になればという思いです。恐らく浜の皆さんもそうだと思います。漁獲枠を超えてしまった分は、網から外して放流するのだろうけれども、その数量についてもお聞きします。

○太田漁業調整課長 まず、追加配分ですが、令和5年度の状況でいきますと、大型魚と小型魚合わせて28トンの追加配分がありましたので、令和6年度も同じぐらいの追加配分が来るのではないかと考えております。

また、県内の漁獲の実情に合わせた配分につきましては、これまでも国に対して要望を行っているところでして、直近の漁獲状況に合わせた配分になるように、国には繰り返し要望しておりますし、今後も要望していくことにしております。

○佐々木茂光委員 岩手県が要望している漁獲可能量の内訳はどうなっているのですか。また、漁船の枠から定置網に枠をもらうというようなやりとりをしているのですか。

○太田漁業調整課長 まず、クロマグロの漁獲可能量につきましては、国からは県内での定置網と、はえ縄を主にやっております漁船漁業のトータルで漁獲可能量の配分が来ております。ただし、はえ縄漁船そのものについては、クロマグロを捕る船というのは10隻となっておりますので、基本的には定置網が配分量としては多いです。

また、国にも実情に合った形での配分をお願いしております。

○佐々木茂光委員 漁獲量の割り当て要望は、これまでの実績を報告して結果が返ってくるのですか。直接国に行って、交渉するということがあるのですか。

○太田漁業調整課長 基本的には、これはマグロの資源管理が始まった時点での各県あるいは大臣許可でのマグロを捕る漁業の種類があるのですが、それらの漁獲実績に応じた配分ということで国から示されるものです。

○佐々木茂光委員 しかし、0.2 トンということはないですよ。これからまた状況によって漁獲枠がふえてくるということになるのだけれども、枠の譲り合いというのは、非常に大切だと思うのです。自分の地先だけを守るのではなく、それをいただくことによって、全体的な水揚げ量には貢献できるわけですから。そういう理解で分けていただけるならば、積極的にお願いして、漁獲枠をとれるようにやっていただきたいと思います。

もう一つは、放流したマグロはどうなっているのですか。量的に把握しているのですか。

○太田漁業調整課長 クロマグロの漁獲量につきましては、漁業法によりまして漁業者の方が毎月の漁獲量を県に報告することが義務づけられております。岩手県では、魚市場を通じまして漁獲量の報告を受けているところですが、定置網では漁獲可能量を超過しないように、入網したクロマグロの中でも一部放流を行っていただいているところですが、放流した魚の尾数や重量というのは、定置網の業者の方で構成している団体に取りまとめております。令和5年度の漁獲量につきましては、11月30日の時点で、大型魚が55.8トン、小型魚が91.5トンです。

一方、放流尾数や重量につきましては、現在のところ令和5年度は未集計ですが、令和4年度の実績を報告させていただきますと、大型魚と小型魚合わせまして約13万5,000尾で、推定の重量は739トンです。

○佐々木茂光委員 わかりました。いくらかでも漁獲枠をとる努力をしていただきたいと思います。いろいろ話を聞くと、漁獲枠を超えた分は沖に放すという話ですし、非常に労力もかかるらしいのです。海の人たちは、そういったことでかなり労働意欲がそがれます。恐らく皆さんも大変なことをやっていると思うので、大きい、小さいは、しようがないにしても、定置網に入ったものは確実に水揚げできる方向で今後、進めていただきたいと思います。

サケがここまで減ってしまい、恐らく来年もだめでしょう、再来年もだめでしょうというような報道を聞きますけれども、マグロの漁獲量の将来的な見通し、現段階でのマグロの状況などをどのように捉えていますか。

○太田漁業調整課長 マグロの今後の資源管理についてですが、これは国際的な取り組みの中で進められているものです。現在のところ、令和6年までは現行のままでいくということで基本的なところでは決まっていますが、それ以降の取り組みについては今後、ちょうど今週行われているのですけれども、国際的な機関の会議等で新しい資源管理の方向が議論されているというところは情報として入っております。まだその中身がどういう形になるのかという情報は入っていないので、今後国から情報を取るようにしていきたいと考えています。

○佐々木茂光委員 最後にしますけれども、どのぐらいマグロが来るのか、定置網に入る

のか把握できないものですか。定置網に入るものを拒むわけにいかないわけですから、実際どのぐらいのマグロが定置網に入ってくるのか把握する試験的な捕獲をさせてくれといった話にはならないものですか。

○**太田漁業調整課長** 国際的に、国全体としての漁獲量が決まっています、その中から各県に配分が決まっているので、なかなか認められにくいと考えているところです。

○**佐々木茂光委員** 本当に私は大事だと思うのです。マグロが来るところと来ないところがあるわけだから、ことし来たからといって、来年は来ないかもしれない。そう考えると、資源管理になるのでないかと思うのです。ここまでマグロが移動してきているということ、実態として伝えられるわけではないですか。同じ枠をもらっていても、来ていないところやほとんど来ないところもあるかもしれない。そういうところはいつまで持ってもだめなわけです。水揚げされているところに優先的に、おらほの地先を守るだけの話ではないのです。これは水産振興です。そう思いませんか。サケが捕れないから、私は余計にそう強く思うのです。来たものを確実に水揚げに結びつけていくというのが我々に与えられている取り組みではないかと思うのです。そういったところを念頭に置いて、これからも取り組んでいただきたいと思います。

もう一点は、サケのことしの水揚げ量と来年の稚魚の放流に向けた種卵の獲得の状況をお聞きします。

○**森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長** 秋サケの水揚げ量と金額の状況ですけれども、11月30日現在ですが、水揚げ量は72トンでございまして、前年同期比23%、震災前同期比の0.5%です。金額については、6,000万円ということで前年同期比の26%、震災前同期比の1.2%となっております。

それから、種卵の確保についてですけれども、8,730万粒を目標としております。県内のみでの確保は非常に厳しい状況でして、県外からの調達に努めまして、11月30日現在確保している種卵数は、北海道からの提供を含めて約5,000万粒です。計画の6割となっております。

サケの遡上については、まだ年内は続きますし、県外からの種卵の移入についても、さらなる積み増しを期待している状況です。

○**佐々木茂光委員** 恐らくどこも捕れていないと思うのです。北海道でも。しっかりと見通しを持って早め早めにやってもらえればと思います。

岩手県は、やはりサケに特に期待をかけているところがあるので、震災以降ずっと不漁、不漁で、決していい状況には向かっておりません。魚種が違うものにもしっかりと目を向けて、とにかく来るものは拒まず、追っかけていっても捕るぐらいの意気込みで、いろいろな取り組みをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

もう一つ、最後になりますけれども、本年11月17日の東日本大震災津波復興特別委員会の現地調査で、野田村漁業協同組合魚市場に行ってきました。地元の方々の抱えている課題をいろいろと聞いてきました。野田村漁業協同組合では、河口周辺でホタテ、荒海の

ホタテということで、かなり名前も知れた立派な大きなホタテを蓄養しているのだけれども、今ちょうど貝毒が発生したりして、なかなか思うように出荷できないという話がありました。その中で、稚貝を捕るための採苗器を河口付近に入れているのだけれども、それが川から海に入ってくる泥でかなり死滅しているのだそうです。なぜ赤水がそんなに出てくるのかというと、河川工事の影響があるということをお話されていました。ちょうど土木関係者もいたのですけれども、安家川の上流の工事が、川を伝って濁り水というのか、汚れのついた水が河口付近に沈殿しているというのか、とどまっているというような状況で、しけがあるたびに濁りがひどくなって、種もなかなか思うように採取することができないということです。要望の中には、河口付近のしゅんせつ工事をお願いしたいというようなことを言っていました。

漁業者のみなさんは、ウニもアワビもだめだと、利益を上げられるところがないのです。ワカメ、昆布も水温の関係でいろいろな虫がついたりして、なかなか思うように進められない中で、頼みにしているホタテも、そういう環境にさらされているのですと言っておりました。すぐにも、何か取り組みを進めていただければと強く感じてきたところです。

河川工事を実施するときは、例えばアユの放流時期ですとか、稚魚の放流時期ですというようなことで、時間調整して河川改修されています。そういうことがなかったのか聞いたのですが、工事しているのが上流だと言うのです。だから、野田村漁業協同組合としての申し出についても、何の反応もないのですというようなことを言っていました。そういうのをきちんとやっていただきたいと思います。

今、野田村の人たちは、そういったところを自分たちのなりわいの中心にして取り組んでいるわけです。復興からもう12年たっております。まだまだ環境が戻っていないというのが実は一番の課題だと思うので、少しでも改善を図られるように農林水産部の方々をお願いしたいと思います。事実関係については、11月17日の話なので、恐らく農林水産部でも聞いています。私もこれ以上言うことはないので、少しでもいいから改善を図られるように前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと最後に申し上げて終わります。

○佐々木順一委員 それでは、畑地化促進事業についてお伺いいたします。

9月定例会でお尋ねいたしました。あのときは、国の予算が250億円前提の話でありましたから、保留分が結構あるということでありました。一方において、畑地化について、国で750億円の予算が通りましたので、まずはこの保留分についてどうなるのか、現状でどうなっているか、見通しも含めてお尋ねいたします。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業の保留分についてですけれども、第2次採択におきまして第1次採択の保留となった取り組みは、第1次採択におきましては2,300ヘクタールの要望があつて、本県の事業採択は要望の約1割でしたけれども、その保留となった取り組みのうち、約170ヘクタールで第2次採択の要望があつたところです。国におきましては、第2次採択で畑地化希望があつた取り組みについては全て採択する方針としておりますことから、本県で要望しております約170ヘクタールについても、全てが採択される

見込みとなっております。

○佐々木順一委員 わかりました。前回、採択基準についてもお尋ねいたしました。政策目標が麦、大豆、それから飼料用作物の拡大が一応の政策目標であります。一方において採択基準は面積要件と、それから品目要件と二つがあったわけでありまして、しかも、品目要件は例えば高収益作物は50ポイントということでありまして、一方において、面積要件が一番有利な基準は7ヘクタールであって、ポイントはたったの10ポイントということでありまして、私はこれは政策目標とかけ離れた基準ではないかと申し上げました。幾ら麦、大豆、それから飼料用作物を目指して面積拡大しても、品目基準ポイントには追いつきません。やはり基準の見直しが必要ではないかと申し上げたところでありまして、現状で農林水産省はこの見直しについてどう取り組もうとしているのか、もしわかればお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 今年度の第1次採択の際には、佐々木順一委員にお話しいただいたとおり、配点の高い高収益作物が優先的に採決された状況になっておりまして、麦、大豆など畑作物単独での採択が対象にならなかったという状況でした。これを受けまして、岩手県では国に対して、麦、大豆や飼料用作物などの畑作物への配分基準を高めるよう要望してきたところ、本県の要望が反映されたと思っておりますが、令和6年度から取り組み品目によるポイントが削除されることとなっております。

○佐々木順一委員 削除ということですから、岩手県の取り組みを高く評価したいと思っておりますが、それでは加えて今回の見直しで、これ以外に例えば交付単価の基準の見直しなどもあったのかどうか、お伺いいたします。

○吉田水田農業課長 交付単価につきましては、高収益作物につきましては、令和5年産につきましては1反歩当たり17万5,000円、令和6年度からは10アール当たり14万円、畑作物につきましては14万円のまま同じ額となっております。

○佐々木順一委員 高収益作物も14万いくらになった、畑作物と同じレベルになった、こういうことですね。一言で言えば。

○吉田水田農業課長 そのとおりで、高収益作物と畑作物は同額になったということです。

○佐々木順一委員 目標どおりにいけばいいのですが、本事業は5年間の計画になっております。今心配されているのは、5年間やってみて、6年目はやめてしまうという指摘がいろいろなところからなされております。その結果どうなるかと言うと、5年でやめてしまえば耕作放棄地がさらに積み上がると。この畑地化に着手して、そのとおり5年間はやっていただいて、やってみた結果、やはり当初のもくろみどおりいかなかったもので、これでやめようというおそれもあると思っております。6年目以降も何らかの形で事業化といいますか、予算化といたらいいでしょうか、継続するような取り組みが必要ではないかという指摘がありますが、今私が申し上げた懸念を、そういうおそれがあるかどうかも含めて、藤代農林水産部長の御認識をお伺いしたいと思います。

○藤代農林水産部長 今回の畑地化促進事業の交付単価ですけれども、当初令和2年まで



は10万5,000円、畑地化の高収益分が今回17万5,000円に引き上げられて、時限的に今年度まで17万5,000円としたものが、来年度以降、本来であれば10万5,000円にまた戻すという話があった中で、単価の継続を本県で要望し、全国からもそういった話があったのだらうと思いますが、結果とすれば令和6年以降14万円になったところです。

また、6年目以降の部分については、かねてから経営されている方がそのまま続ける、あるいはどなたかに土地を貸して耕作した場合に、6年目に例えばそれを水田に再度戻したいというようなときに、改めてまたそれが対象にならないかと、そういった声もいただいているところですので、6年目以降、ほかの方が利用するというような部分について、地域の声を丁寧に拾い上げながら、そういった声があるということを国にしっかり伝えていきたいと考えているところです。

○佐々木順一委員 わかりました。これだけ厳しい状況ですので、農家の方々も、まずチャレンジしてみようかということと5年間やってみた結果、当初のもくろみどおりにいかないのでは、これで私は農業を畳みますというおそれは、十分あり得ると思うのです。ぜひそれをつないでいくような取り組みを国に、あるいは岩手県独自でもいいと思うのですが細心の注意を払ってフォローしていただければと思っております。

加えて、今、食料・農業・農村基本法の見直しが行われております。来年の通常国会で審議される予定のようではありますが、これを踏まえて政令とか省令とか、規則がいろいろ出てくるとは思いますが、水田活用交付金の直接支払制度の問題で、いろいろ見直しを国に求めたけれども、なかなか我々の希望がかなわないという苦い経験があります。ただ、今回畑地化促進事業でポイントを見直ししていただいたということは、これは農林水産省でもかなり柔軟に対応してくれたと思っております。ただ総じて一度決めれば見直ししないというのが今日の国の対応であります。

今後、事業を執行する中で、いろいろな障害や障壁が出てくるとは思います。岩手県の農林水産部の行政執行上、そういう問題に直面したならば、その問題をぜひ我々農林水産委員会にも御紹介していただいて、協働で問題解決に取り組む必要があれば、我々も岩手県農政のために微力を傾注したいと思っておりますので、県行政と国の行政では立場が違うわけではありますが、同じ行政の仕事をやっている関係上、言いにくいことはあるかもしれませんが、ぜひ藤代農林水産部長には忌憚のない問題点をこの委員会に提示していただければと思っております。この点を聞いて、終わりたいと思います。

○藤代農林水産部長 国で今行われている食料・農業・農村基本法の見直しについてですが、今回の見直しは、食料安全保障というところに対して、これから先、国内でどう取り組んでいくのが非常に重要なポイントだらうと思っております。

やはり国内生産を増大させ、基盤づくりをした上で、食料自給率を高めていくというような取り組みが重要だと思っておりますので、本県では担い手の確保、あるいは産地づくりといったところで生産者の皆さんにより生き生きと働いていただけるような、あるいは自由な生産活動を行っていただけるような要望をこれまでも繰り返し行ってききましたので、

そういう観点でこれからも国に対しては国内生産の増大、あるいは食料自給率を高めるための施策について、積極的に提案していきたいと考えております。

○佐々木順一委員　こちらは結構で、そのとおりでぜひどんどんやっていただきたいと思っております。くどくなりますが、水田活用交付金のときは何回も見直し国に求めたわけがありますが、頑として見直しはしないということでありました。花巻市役所に水田活用交付金の関係で農林水産省の室長が来たそうです。何のために来たかという、花巻市役所でこの点について撤回を求めたわけです。そうしたらその室長が来て、花巻市の撤回を撤回してくれということのようでありますので、個別に見ればそういう問題が今後いろいろ発生してくる可能性は多分にあります。我々としても農家の方や農業関係者の聞き取りをして問題点を確認して、改善を求めていきたいと思っておりますが、我々で把握できない行政レベルの壁が今後出てくると思いますので、そういったものは言いにくいかもしれませんが、農林水産委員会に御紹介をさせていただいて、協働で問題解決に取り組んでいきたいということであります。この点をぜひ御理解いただきたいと思っております。

○村上貢一委員　岩手県産小麦のナンブコムギのカビ毒の件について、お伺いしたいと思います。きょうも新聞に載っておりました。被害の状況が刻々とあらわれてきておりますが、集荷時の検査体制についてどのようになっていたのかお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長　岩手県産小麦の検査体制ですけれども、まず今回の事案ですが、全国農業協同組合連合会岩手県本部が製粉会社に販売した令和4年産のナンブコムギの一部において、食品衛生法の定めるカビ毒の基準値の超過が判明したという内容となっております。

小麦のカビ毒の検査につきまして、一般的にはカビ毒の基準を超えた小麦を出荷しないように、集荷団体ですとか製粉会社におきましてカビ毒の化学分析について自主検査を実施しております。今回の事案に係る検査の状況につきましては、現在集荷団体である全農岩手県本部が捜査中と聞いております。

○村上貢一委員　それ以外のものに関しても改めて検査をしている状況ですか。

○吉田水田農業課長　今回のカビ毒が超過したものを以外ということであれば、出荷に当たって、基準値を超えないように検査は普通に行われております。

○村上貢一委員　わかりました。

それでは、このカビ毒に対する防除体制、農家への指導はこれまでどのように行ってきたのかをお伺いいたします。

○長谷川農業革新支援課長　カビ毒に対する農家への指導についてですけれども、カビ毒の原因となる赤カビ病につきましては、小麦の生育後期に雨が多い場合ですとか気温が高いと発生しやすいとされております。この赤カビ病の発生を防ぐために、岩手県としては農業協同組合と連携を図りながら、集合指導会を通じて小麦の開花期に薬剤散布を行うように指導しております。また、圃場において赤カビ病の発生が確認された場合には、収穫前に発生した穂の抜き取りですとか、倒れた麦については発生が見られやすいので、そう

いったものの刈り分けを行うとか、それから収穫後は速やかに乾燥調製を行うように指導しております。

○村上貢一委員 そうしますと、今回の事案、まだこれから被害が出てくると推測されますけれども、今後の防除体制、検査体制、そして安全、安心な小麦提供をさらに推し進めていかなければならないと思いますが、その点について担当部のお考えをお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 現在全農岩手県本部におきまして、本事案に係る対策本部を設置したということで、カビ毒の基準を超過した小麦が流通した原因などについて調査を進めていると聞いております。

県としましては、安全、安心な小麦が提供されるように、全農岩手県本部が行う原因の解明、それから再発防止策等について確認しまして、環境生活部と連携しながら、必要な指導、助言を行っていきたいと考えております。

○村上貢一委員 どうぞよろしくお願いいたします。また、販売業者一盛岡市でいうと白沢せんべい店や府金製粉株式会社などが自主回収しているようですけれども、損害額といたしますか、それに対する補償等、また事業者に対する今後の支援についてのお考えなどがありましたらお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 損害額の把握と補償等についてですが、今回の事案に関する損害や補償等については、県がコメントできる立場にございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○村上貢一委員 事業者に対する今後の支援についての県担当部のお考えはございますか。

○吉田水田農業課長 被害を受けている事業者等に対する支援の関係につきましては、商工労働観光部が担当になっております。

○村上貢一委員 わかりました。ありがとうございます。

今後もしっかりと安全で安心な小麦の提供、また食品の提供を強力に進めていってほしいと思いますが、この際ということで、県では麦・大豆生産性向上計画を令和3年5月策定、令和4年6月に見直ししております。その中で、新たな需要の拡大を目的に、反収が低いナンブコムギから新品種ナンブキラリへの転換に向けて取り組まれているということですが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 ナンブキラリへの転換に向けた取り組みの状況ですが、今主力の品種となっておりますナンブコムギにつきましては、県内の企業から根強い需要がありますけれども、品種の特性として反収が低い、量がとれないということから、県の麦・大豆生産性向上計画では実務者との連携調整を図りつつ、反収の高い新品種のナンブキラリに転換することとしております。ナンブキラリへの転換に向けまして、需要の拡大がまず必要だということで、全農岩手県本部、それから県内の製粉業者などと連携させていただいて、製麺やお菓子業者、製菓業者を戸別訪問して、ナンブキラリを使った商品の開発を働きか

けてきたところです。その結果、県内の令和4年産ナンブキラリの作付面積が作付を始めた令和元年産と比べて約8倍の43ヘクタールまで拡大してきておりまして、今年産はまだデータがまとまっておりませんが、増加する見込みになっております。

今後もナンブキラリの需要拡大に取り組んで、生産拡大につなげていきたいと考えております。

**○村上貢一委員** その辺もしっかりと取り組んでいただいて、活力ある農業につながるようにしていただきたいと思っておりますし、今回の赤カビの事案についてしっかりと原因の調査、究明をしていただきまして、担当部は違うかもしれませんが、補償もしっかりとしていただきまして、またあわせて再発防止策をしっかりと推し進めていただきまして、県民に対する安全、安心な食品の提供につながるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

オリジナル品種、金色の風、銀河のしずく、岩手県産米についてお伺いしたいと思います。ことしは、記録的な猛暑の中でも、10月末時点の速報値で1等米の比率は、岩手県は91.1%ということで、長野県の92.1%に次いで全国で2番目、全国の平均も61.3%ですので、すごく頑張っていて、農家の皆さんと関係者各位の皆さんの御努力に本当に敬意と感謝を申し上げる次第です。

また、県内産の品種の1等米の比率は、銀河のしずくが96.7%、あきたこまちが93.1%、金色の風が92.2%、ひとめぼれが90.3%、いわてっこが89.3%ということで、本当に銀河のしずくもすごくいいと思っておりますし、新潟県など他県に比べるとすさまじい頑張りがあっております。本当に感謝を申し上げます。

その中で、いわてのお米ブランド化生産販売戦略について、お伺いしたいと思います。金色の風は、平成29年にデビューしましたし、銀河のしずくは平成28年に農家と県民と関係者各位の大きな願いと大きな期待を背負ってデビューして、現在に至っております。その中で、いわてのお米ブランド化生産販売戦略の計画期間が令和3年度から令和5年度までの3カ年と承知しておりますが、今年度が最終年度です。現時点において、生産から販売、コミュニケーション戦略などあると思いますが、どのように総括して、いわゆる成果と課題があるのか、その辺についてお伺いいたします。

**○和泉流通企画・県産米課長** いわてのお米ブランド化生産販売戦略の成果と課題についてでありますけれども、県ではいわてのお米ブランド化生産販売戦略に基づきまして、高品質、良食味米の生産等による売れる米づくりや、県オリジナル品種のブランド化による県産米の消費拡大や販売促進に取り組んでいるところです。生産面では、例えば銀河のしずくの作付面積が令和5年産で約4,650ヘクタールと、前年に比べ約2倍に拡大するとともに、流通販売面では例えばいわてのおいしいお米提供店が本年11月末現在で400店と、令和2年の1.5倍となっているほか、県産米の本年の輸出量は既に約1,800トンと過去最高を更新するなど、着実に取り組みが進んでおります。

今後においては、生産面では高温等の気候変動に対応した栽培管理技術の徹底など、高

品質、良食味米生産などに取り組んでいくほか、流通販売面ではSNS等の活用による世代に呼応した情報発信の強化、米穀専門店と連携したプロモーションの強化等により、金色の風、銀河のしずくの知名度の向上などに向け、取り組んでいく必要があると考えております。

○村上貢一委員 銀河のしずくは、日本穀物検定協会の食味ランキングで5年連続して特Aもっておりますし、また順調に作付面積もふえているので、非常に私もうれしく思っている次第です。

そういう中で、知名度というところがありますけれども、銀河のしずくの知名度の状況の推移、あとは今後銀河のしずくの目指す作付面積。そしてふやしていったときに、品質基準のたんぱく質含有率 6.3%があります。そこで、作付しながら品質をいかに担保していくかということも大事なところだと思うのですが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○和泉流通企画・県産米課長 まず、銀河のしずくの知名度に関して御答弁させていただきます。

銀河のしずくに関しましては、令和2年の調査では、銀河のしずくの知名度は27%となっております。本年の調査ですと、令和5年では35.5%となっているところです。

○吉田水田農業課長 銀河のしずくの作付面積についてですが、先ほどお話がありましたとおり4,650ヘクタールということで、現在来年産につきまして作付経営体の登録を募集しているところで、増加する見込みではございますが、詳細は把握していない状況になります。今後につきましても全農県本部など関係団体等と連携しながら、増加させていく方向で進めていこうと考えているところです。

それから、ふやしたときの品質確保の対策ということですが、ことしにつきましてもそのとおりだったのですけれども、新規栽培者がふえていくということで、高品質、良食味米の安定生産、そのとおり品質目標等もございます。そういうものをきちんとクリアして、よい銀河のしずくをつくるために、栽培技術の向上を図ることが重要と考えておりまして、新規栽培者に対して重点的に管理の徹底を図りますとか、各地域に銀河のしずくの栽培研究会というものを設置しておりますので、そういう研究会の活動を通じながら、栽培者の技術向上を図って、高品質、良食味を確保しながら、作付拡大を進めていきたいと考えているところです。

○村上貢一委員 ぜひ作付がふえて、実は食べたらいしくなかったなどと言われないうちに、しっかりと頑張ってくださいと思います。

次に金色の風について、お伺いします。まずは、金色の風の作付面積の推移と登録経営体数の推移についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 金色の風の作付面積、作付経営体の推移ですが、金色の風の令和5年産の作付面積は250ヘクタールで、令和3年から同じ面積で推移しております。経営体数につきましては、同じく令和3年からの数字になりますが、令和3年が145経営体で令

和5年度が113経営体になっております。

○村上貢一委員 平成29年にデビューした際は、私の持っている資料だと、作付面積は109ヘクタールでございました。そして、一番多かったときで、令和元年で295ヘクタールと、そのときには経営体数は180経営体数。そういうことで言いますと、必ずしもふえているという状況ではございません。その辺を当局はどのように分析しているのかをお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 金色の風の作付経営体、面積がふえていないことにつきまして、金色の風につきましては岩手県産米のフラッグシップとして全国最高水準の品質、それから食味を実現するために、高い技術を有する生産者を中心とした作付ということになっておりますので、銀河のしずくのようにどんどん増やすというような状況にはなっていないところ です。

○村上貢一委員 それはよくわかります。ただし、今すぐく全国でも新品種の米が出て、戦国時代のようにしのぎを削っている状況です。そういう中で、日本穀物検定協会の食味ランキングの対象になるためには作付面積1,000ヘクタール以上というところが条件になってくるのですが、2年ほど前にできた秋田県のサキホコレも、もうその1,000ヘクタールをクリアして、ことしの食味ランキングに参加しているようです。

青森県の青天の霹靂という新品種がありましたけれども、当時三村知事が特Aに選ばれたときに涙を流して喜んだ。もう東北地域、北海道の中でも、青森県だけが特Aの品種を持っていなかった。そういう中で、やはり皆さんしのぎを削って特Aをとりにいくというところも一つの知名度アップでありますし、県民、また農家の自立のためにもなっていくと思うので、いつまでも250ヘクタールでは何ともならないと思うのです。

確かに金色の風の栽培マニュアルとか、適地ということで、奥州市、一関市、金ケ崎町、平泉町の標高120メートル以下、地区数で言うと54ぐらいでしたでしょうか、そういうところをつくってはおりますけれども、この250ヘクタールだけだと何とも勝負のしようがないのです。今後もこのままの状況でいくのですか。もう金色の風ができてから6年、7年ぐらいたちますけれども、例えば10周年をめぐりに、もう少し見直しを図っていくような時期でもあるのではないかと思うのですが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 金色の風につきましてはですが、現在米穀専門店向けに2ミリのふるいで調整した粒ぞろいを高めた商品である金色の風雅という商品を出しております、今評価が高まっているところです。

先ほどの繰り返しにもなりますけれども、まずは全国最高水準の品質と食味をきちんと確保して、そういうよいものをつくるということを大前提で進めているところでございまして、栽培適地につきましても、この品質、食味を実現するために、温度など気象条件が安定して確保できるような県南地区の標高120メートル以下の地域を栽培適地としているところです。適地につきましては、見直しをかけたっておりまして、最近では令和3年に気象庁が平年値を更新したということで、それに合わせて見直しを行ったところですが、

それでもやはり金色の風の適地と言われる部分は、今のところが一番ふさわしいという結果になっておりまして、当面はこの適地をもって進めていきたいと考えておりますし、食味ランキング特Aのお話もございました。確かに評価として特Aをとるということは、非常に重要かと思いますが、先ほどお話しさせていただきましたけれども、どんどん面積を増やして品質が落ちるといことがないよう、まずは高品質、良食味なものをきちんとつくれる方々でつくりながら、面積も増やしていけるような取り組みを進めていければと考えているところです。

**○照井農政担当技監** 金色の風の今後の方向について御質問がありました。金色の風がデビューして、新しい品種ということで、生産者の方もつくり方など、いろいろわからない中で、稲が倒れやすいところがあったり、品質がなかなか安定しないところがある中で、金色の風を生産者の研究会が中心となって取り組み、最近大分品質が安定してきましたし、先ほど吉田水田農業課長が申したように、2ミリでふるって、消費者の方からも非常に高い評価を得てきているところでもございました。また、稲が倒れやすいという部分につきましては、今生物工学研究センターと農業研究センターが中心になりまして、品種改良を進めておりますので、そういった取り組みを進めながら、金色の風を安定して高品質なおいしいお米として生産できるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○村上貢一委員** よくわかりました。しかしながら、実際のところ、エンドユーザーがどれだけ金色の風を買っているかとなると、また少し事情が違ってくる状況もあるかと思えます。現場サイドで言うと、金色の風といえばいわゆるギフト用、贈答用でありますとか、なかなか県民の方々が、こぞって買うというような状況でもないような感覚があるのですが、その点についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

**○和泉流通企画・県産米課長** 金色の風の販売の状況に関してですが、今おっしゃったように、現在は最高級米の位置づけがありまして、米穀専門店等を中心に販路拡大してきている状況です。一部量販店で県産米のフェアをするときに、首都圏でも金色の風、銀河のしずく、ひとめぼれをあわせてフェアを開催して、それなりに販売量もございます。また県内ではたくさんの方に食べていただけるように、学生向けに岩手大学や岩手県立大学の学生食堂で使用されるお米が金色の風に切りかわるといった取り組みが行われている状況です。

それから、知名度を高めるという関係では、発信力の高いスポーツイベントでお米の贈呈をさせていただいたり、相撲で伊勢ノ海部屋が知事を訪問された際には、金色の風を贈呈させていただくなど、そういった活動も含めながら、金色の風のプロモーションを行ってきたところです。

**○村上貢一委員** よくわかりますが、しかしながらやはり一番は通年でしっかりと消費者に食べてもらうことが農家のためでもありますし、岩手県民のためでもあると思うのです。イベントだけで売れているとか、岩手大学の学生たちが金色の風を食べられるということは、すごくうらやましいなと思いつつも、それでいいのかと思うところもあります。また、

米穀専門店を対象にしていると言うのですが、残念ながら今お米の購入先として米穀専門店というのは、データで言うと多分2%ぐらいしかありません。

そういう中で、輸出が1,800トンでしたか。これから金色の風が消滅することなく行くためには、例えばGAPをとって、世界遺産の平泉を中心にした産地の金色の風だと、もう東洋の宝物であるような、そういった売り方の転換や、たかだか250ヘクタールしかとれていないというところを逆手にとってやるぐらいの感覚というか見直しをして、今研究会もあって、頑張っつけていただいている農家の皆さん、経営体の皆さん、栽培マニュアルは厳しいです。はっきり言って、こんなに面倒くさい米はつくりたくないと思っている人たちもいるかもしれません。そういう中でも頑張っている皆さんの気持ちに応えるために、何とか販売戦略をもっと考えて、業界、団体とともに知恵を絞って進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**照井農政担当技監** 御提案本当にありがとうございます。私も首都圏の米卸業者を歩いて回りながら、あるいは先日も米卸業者の方々と金色の風をどうするのだという話をいろいろ意見交換をさせてもらっています。その中で、金色の風は今高級層を狙っていますが、一方で健康志向の中で結構食べやすくやわらかい感じもあるので、高齢者層を狙う戦略もあるのではないかという話もいただいております。村上貢一委員が御指摘のように、少しターゲットを絞りながら、そこに向けて特徴のある販売戦略も考えながら進めてまいりたいと考えております。

○**村上貢一委員** ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、米全体で言えば、国内の消費量は年間10万トンずつ減っています。また、人口減少もあって、高齢化ということで、たくさんお米を食べてくれるジェネレーションがいなくなっているという状況や、世の中では御飯を食べると太る、炭水化物は太るといった、風潮が見られるところもあります。脳の栄養はお米から、ブドウ糖しかありませんので、何とか世の中の炭水化物を食べると太るといったようなイメージを払拭していただくように、何とか朝から御飯を食べてもらって、とにかくお米を食べてもらわないことには何ともなりませんので、その点について担当部にも消費の拡大を頑張ってもらいたいと思うのですが、その点についてお伺いします。

○**和泉流通企画・県産米課長** 村上貢一委員の御指摘のとおり、お米の消費量が減ってきている状況にあります。お米の消費量の拡大についてですけれども、お米の状況に関しては、いわて純情米のホームページで各種情報を載せていたり、県としましてはJA岩手県中央会が開催しているごはん・お米とわたし作文・図画コンクールに審査員として参加したり、知事賞を交付したり、お米に関する理解を深めたり、親しみを持っていただくための活動にも参画しておりますので、そういった活動も含めながら、お米の消費が拡大するように活動を展開してまいりたいと思っています。

○**松本雄士委員** 私からは、国の経済対策として補正予算が決定しましてそれに関連して岩手県のさまざまな事業の取り組みや今後の見通しについてお伺いしたいと思います。



先ほど畑地化促進事業について佐々木順一委員からも質問、確認があったのですが、前回保留になっていて、その分が今度全部採択になる見通しで、プラス 170 ヘクタールという話だったのでしょうか。済みません。もう一度お願いします。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業について、保留分ということなのですが、保留となっていた中で、またいろいろと話し合いを進めて、そのうちの 170 ヘクタールが実際に申請をされまして、それは全て採択になる見込みとなっております。

○松本雄士委員 そうしますと、2,000 ヘクタールぐらい保留になっていたうち 170 ヘクタールだけ採択になるということで、そここのところの今後の見通しはどうなっているのでしょうか。

○吉田水田農業課長 今回 2 次採択に要望しなかった農業者の方々につきましては、本年度は水田活用の直接支払の交付を受けまして、次年度以降に改めて畑地化促進事業に申請すると判断した方が多いと聞いております。

○松本雄士委員 ぜひ引き続き、そういったところの取り組みを支援していってもらいます。あわせて地域計画との連動がかなり必要になってくると思うのですが、ブロックローテーションなど、その辺の取り組みの状況についてお伺いいたします。

○伊藤担い手対策課長 地域計画の取り組みにつきましては、現在令和 6 年度末までに 380 を超える計画が県内で予定されておりますけれども、それに向けて現在各地で話し合いですとか、目標地図の作成に向けて作業を進めているところです。岩手県としましても、策定主体は市町村ですが、話し合いの効率化など、それから県内を対象にしました研修会の開催を通じまして、円滑に計画が進むように支援を行っているところです。

そうした中で、地域の営農ビジョンですとか、そういったものがうまく策定されるように支援していく考えです。

○松本雄士委員 令和 6 年度末までにというところで、そういった状況かと思うのですが、農閑期にいろいろ話し合いを持つというのは非常に重要だと思いますので、市町村と連携してその辺をお願いいたします。

続いて、今後、畑地化を促進していくと、当然畑作物で麦、大豆といったところの増産が進んでいきます。麦、大豆の国産化の推進に伴う生産流通対策についていろいろお伺いしたいのですが、現在岩手県として麦の今後の増産に対する生産や流通対策は、どういった取り組みがなされているか、またどういったことを考えているのか、お伺いいたします。

○吉田水田農業課長 小麦、大豆の生産、流通対策についてです。本県では、岩手県農業再生協議会で策定しました水田農業推進方針というもので、小麦や大豆等を重点推進品目として位置づけておりまして、水田での生産拡大を推進しているところです。令和 4 年度の水田での小麦、大豆の作付面積につきましては約 7,700 ヘクタールということで、令和元年度に比べまして約 560 ヘクタール増加しているところです。県では、農業団体等と連携いたしまして、小麦、大豆の生産拡大に向けて、国事業などを活用した生産に必要な機

械、施設の整備、それから排水対策等の支援、集落営農組織等への作付誘導に取り組むとともに、安定した販路を確保するために、契約栽培の拡大等に取り組んでいるところです。今後とも農業団体等と連携させていただいて、水田を最大限に活用した小麦、大豆の生産拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○**松本雄士委員** ぜひ農業団体、市町村、集落営農にしっかり入り込んで取り組みを進めていっていただきたいのです。令和4年度で7,700ヘクタールということですが、当面のところの目標がありましたら、教えていただきたいです。

○**吉田水田農業課長** 面積目標というもので、いわて県民計画（2019～2028）の第2期アクションプランにおきまして、令和8年度の目標としまして、小麦、大豆の生産量を1万6,020トンにするという目標を設定して生産拡大に取り組んでいるところです。この数字につきましては、令和3年と比べて10%増加するというような目標としております。

○**松本雄士委員** トン数の目標があれば、割り返せば面積も出るということなので、そうしますと大体何ヘクタールぐらいなのでしょう。どのくらいの面積目標を持たれているのか知りたいのです。急に聞いたので、後で計算できたら教えてください。

続いて、国の重点支援交付金がいろいろ示され、農林水産分野においてもこういった活用がある中で、カントリーエレベーター、農業共同施設の電気代の高騰対策として、昨日提案された追加議案の中では太陽光パネルの設置が示されて、農業団体は非常にありがたいと思いますけれども、国の示した交付金の活用事例の中で、電気代の高騰対策がありました。今年度の初めに、農業水利施設の電気代の高騰は補正予算で対応されたとのことでした。今回、カントリーエレベーターなど、園芸の集出荷施設の農業団体の電気代の高騰対策として、そういうような手当てについて検討されたのか、その検討経過等について教えていただければと思います。

○**中村農産園芸課総括課長** 共同利用施設等の電気料金の高騰など、非常に影響が大きいことは認識しております。このことにつきましては、今定例会の最終日に補正予算を提案する予定としておりまして、その際の常任委員会におきまして、詳細については説明させていただきたいと考えておりますが、どうぞ御了承いただきたいと思っております。

○**松本雄士委員** わかりました。では、そのときにまた改めます。

そうしましたら、続いて今、みどりの戦略のこともあって、本県としても環境負荷低減の取り組みを進めているというところですが、今後いろいろな報道において、農業の各補助事業においてクロスコンプライアンスというのですか、いろいろな環境負荷低減の取り組みを条件とする。肥料のことであったり、作付体系のことであったり、そういったことを見据えた本県の環境負荷低減の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○**竹澤農業普及技術課総括課長** 環境負荷低減の取り組みの促進についてということですが、松本雄士委員御指摘のとおり、せんだっての報道によりますと、国では環境負荷低減の取り組みを補助事業の要件とするクロスコンプライアンスにつきまして、2027年度から全事業を対象に本格実施する方向で検討していると聞いております。岩手県では、松本

雄士委員からも御紹介いただきましたが、国のみどりの食料システム戦略を踏まえまして、市町村と協働で策定した岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に基づきまして、堆肥の活用等による土づくりですとか、効率的な施肥管理、効率的な病害虫防除など、そのほか雑草管理、さらには有機農業などを推進しているところです。

国のこうしたクロスコンプライアンスの動きにつきましては、本県における環境負荷低減の取り組み拡大に大きく寄与するものと考えておりますので、今後とも国の動きを注視しながら、補助事業の要件となったときを見据えまして、適正施肥や総合防除など、環境負荷の低減の取り組みを農業者や関係団体、団体等と連携して推進していくとしております。

**○松本雄士委員** そういった環境保全の取り組みがどんどん強まっていくと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしますし、より具体的な事業についても、今後予算特別委員会 のときなどに、いろいろ質問させていただきたいと思っております。

続いて、畜産酪農の関係でありますけれども、非常に厳しい中、今定例会で追加提案を予定する議案の中でもそういった支援を手当てしていただいて、本当にありがたいと思っております。足元のところでは、飼料、資材高騰対策としてああいった支援は本当に必要でありますけれども、やはり構造的に粗飼料自給率の向上であったり、より経営体力を強めていくといった取り組みが不可欠であると思ひます。耕畜連携の利用拡大であったり、自給飼料の拡大に向けた取り組み、今のところと今後考えている具体的な取り組みがありましたら、お聞かせ願ひます。

**○村上畜産課総括課長** 飼料価格が高騰する中にありまして、本県においては本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用して、飼料作物の生産を拡大していくということが重要と考えております。県では、牧草地や飼料畑の整備を支援するとともに、水田を活用した稲ホークロップサイレージや子実用トウモロコシ等の生産を推進しているところです。

今後さらなる生産拡大に向けましては、土壌診断に基づく適正な施肥などの生産技術の指導による収穫量の確保や、栄養成分等の分析結果に基づく耕種農家と畜産農家のマッチングを進めているとともに、生産コストを低減するために、今年度新たに県内5カ所で堆肥を有効活用した化学肥料を低減する牧草生産の実証などに取り組んでいます。今後におきましても、国が5年度の補正予算を措置した事業等を積極的に活用しながら、こういう自給飼料の生産拡大に取り組んでいきたいと考えております。

**○松本雄士委員** ぜひともその取り組み等、国でさまざま国産稲わらであったり、広域流通の事業がついていきますので、積極的に活用していただきたいところです。

それから、コントラクターやTMRなど、外部支援組織等の一層の充実強化等に対する支援も必要だと思うのですが、そこについてお伺ひいたします。

**○村上畜産課総括課長** コントラクター組織については、人材が不足する中で、飼料増産をする上で必要な外部支援組織だということは認識しておりまして、その中でも組織の人材確保がやはり重要であります。県では農業大学校で出前講座を開催して、そういった人

材の確保の支援をしていることと、コントラクター等の運営強化に当たっては、関係機関、団体で構成するいわてコントラクター等利用推進協議会の活動を通じまして、飼料生産や調製の作業の効率化など、低コスト化の研修会などを開催しまして、コントラクター自体の組織の育成強化に努めているところです。

○**松本雄士委員** そのような取り組みに加えて、コントラクター組織自体の人材確保や、そういったところに対する支援などそういった事業も検討していただきたいです。どこも人材不足で、あれもこれもになってしまうのですが、畜産、酪農が今後生き残っていく上では、やはり経営体質を変えていかなければならないところもあるかと思いますので、何とぞよろしくをお願いします。

続いて、鳥獣被害防止のところの鹿のジビエ、いわゆる出口戦略について、現在大槌町では全頭検査をMOMIJI株式会社がやってくれています。議会でも鳥獣被害防止対策が取り上げられるわけでありましてけれども、ジビエの利用拡大、出口戦略について、今現在のお考え等をお聞かせください。

○**伊藤担い手対策課長** ジビエの利用拡大についてですが、まず本県の鹿肉等につきましては、放射性物質の影響によりまして国から岩手県全域を対象にした出荷制限が措置されておりまして、鹿肉等の利用に当たっては、県が策定する放射性物質検査の実施等を定めた出荷検査方針に基づきまして適切な管理や検査を行うなど、放射性物質の基準値を下回る鹿肉等のみが流通する体制の整備が必要とされているところです。県では、先ほど松本雄士委員からお話がありました大槌町内の食肉処理施設を対象としました出荷検査方針の策定ですとか、鹿肉の放射性物質検査、食肉処理施設の整備を支援してきたほか、今年度ですが、沿岸地域の市町村を対象にしましてジビエ利用の研修会ですとか、事業化に向けた相談会を行っているところです。

県としましては、野生鳥獣の食肉利用に関心を示す市町村に対しまして、出荷制限の一部解除に向けた適切な管理、検査体制の構築ですとか、食肉処理施設の整備、ジビエを活用しました特産品開発や販路開拓の活用可能な事業の導入を支援することとしておりまして、引き続きジビエを活用する取り組みを推進してまいります。

○**松本雄士委員** 実際検査して、100ベクレルを超えるようなケースはあるのでしょうか。

○**伊藤担い手対策課長** 令和4年の実績ですけれども、モニタリング検査の中で、熊において2件ほど基準値を超過するといった事例があったと承知しております。

○**佐々木農業振興課総括課長** ニホンジカにおきましては、そのような事例はございません。

○**松本雄士委員** 鹿においてははないということです。そういった大槌町のMOMIJI株式会社のようなものがあれば、どんどん展開していきたいというのが県の考えということではよろしいのでしょうか。

○**佐々木農業振興課総括課長** 全国のジビエの利用状況等を見ますと、野生鳥獣の捕獲状況によって数量や品質、これが少し不安定だというようなところ、あるいはジビエの消費

量が普通の食肉と比べまして非常に少ないということで、なかなか先行きが見通しにくいといったようなところ、それから処理施設の設置に関しては地域の住民の皆さんの御理解も必要だということ、それから本県におきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、放射性物質の全頭検査を行うといったような取り組みが必要です。こういった課題を一つ一つクリアしながら、興味を示す市町村等との話し合いを進めながら、一步一步進めてまいりたいと考えているところです。

○**松本雄士委員** わかりました。経営的な課題が多いのかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、先ほど村上貢一委員からも岩手県産小麦のカビ毒の話がありまして、いろいろ答弁をいただいたところであり、今原因究明をされているところなので、それを踏まえての再発防止策になるかと思うのですけれども、水際対策というか、荷受けしての検査体制のところの強化が必要かとも私も思っております。先ほどからのいろいろな質問の中でも、畑地化がどんどん進んでいって小麦の増産といった流れになる中で、安全、安心な流通をしっかりと確保する、担保するというのが非常に重要になってくると思いますので、そのときの水際の検査体制の強化等について、何かお考えがございましたらお聞かせください。

○**中村農産園芸課総括課長** 今全農岩手県本部が調査をしておりますので、その調査に基づきまして、まず全農岩手県本部は原因の解明、そして再発防止策をつくらんと考えております。その内容を確認しまして環境生活部と連携しながら、それに基づく必要な指導、助言等をしながら、麦の安心、安全を図っていきたいと考えております。

○**松本雄士委員** 先ほどもそういった答弁で、そのとおりだと思います。ただ、全農岩手県本部は頑張るとは思いますけれども、場合によっては、なかなか原因の特定が厳しい、ここだということが断言できないといったときに、ここの蓋然性が高いのかと、生産者の段階からそういった状況で、するっと抜けて入ってしまったというようなこともあるかと思うのです。荷受け時にいろいろな検査体制、簡易検査でカビ毒、カビている状況等をいろいろスクリーニングできるようなものもありまして、そういった検査体制の強化といったところをいろいろ業団体と一緒に取り組んでいていただきたいと思います。ぜひともそこをお願い申し上げまして、私からは以上といたします。

○**菅原亮太委員** まず、私からは知事のトップセールスについて質問させていただきたいと思います。

マニフェストプラス 39 では、安全、安心で高品質な農林水産物の生産を促進し、関係団体と連携したトップセールスにより、全国的な販路拡大とアジア各国や北米などをターゲットに戦略的な輸出促進を図りますとしております。大前提として現状の確認をしたいと思っております。まず、県内の農林水産物産出額の推移について教えていただけますでしょうか。

○**高橋企画課長** 産出額の推移についてのお尋ねです。農業、林業、水産業ごとに、直近となります令和3年の産出額と、5年前の平成28年からの推移で申し上げます。

まず、農業では令和3年が2,651億円と、これは5年前に比べまして42億円増加しております。生産物の価格低下などによりまして、米や園芸が減少する一方で、豚やブロイラーの飼養数が拡大したことなどによりまして畜産が増加しております、傾向とすればおおむね横ばいとなっております。

林業では、令和3年が193億円と、5年前に比べまして10億円減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、令和2年に木材需要が大きく減少した要因を除きますと、こちらも傾向とすればおおむね横ばいとなっております。

水産業では、令和3年が296億円と、これは5年前に比べて65億円減少しておりますが、これはサケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の不漁によりまして、傾向は減少傾向というようになっております。

○菅原亮太委員 続きまして、農林水産物の輸出額についての推移をお示ししていただきたいと思っております。また、令和8年までの目標についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○似内流通課総括課長 岩手県産農林水産物の輸出額の推移等についてであります。岩手県では関係機関、団体等とともに、いわて農林水産物国際流通促進協議会を組織し、米、リンゴ、牛肉などを重点品目に位置づけ、アジアや北米地域をターゲットに農林水産物の輸出拡大に取り組んできたところであります。これまでの取り組みによりまして、岩手県産農林水産物の令和4年の輸出額は約55億円と、令和3年の43億円から12億円の増加、5年前に比べますと約2倍に拡大し、過去最高額となっております。こうした輸出実績や国の農林水産物、食品の輸出拡大実行戦略の目標等を踏まえ、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおきまして、令和3年の輸出額43億円を令和10年までの7年間で2倍にすることを目指し、令和8年の目標値を69億円としております。

なお、各年度の目標値は、毎年5億円程度増加することとしております。

○菅原亮太委員 着実に輸出額増加傾向、そしてこれからも増加を目指して頑張っていくということで、ありがとうございます。

そうすると、県産農林水産物取扱海外事業者数の推移についても、あわせてお伺いできればと思います。

○似内流通課総括課長 県産農林水産物取扱海外事業者数の推移です。先ほど答弁申し上げましたいわて農林水産物国際流通促進協議会を中心に、県産農林水産物の販路拡大に向けまして、現地事業者とのこれまでのつながりの強化や新たなネットワークの構築に取り組んできたところであります。これらの取り組みによりまして、県産農林水産物取扱海外事業者数は、平成30年は51事業者でありましたが、令和4年は66事業者と着実に増加しており、販路拡大につながっていると考えています。

○菅原亮太委員 取扱事業者数もおおむね増加傾向ということで、着実に輸出拡大に向けて機運が高まっていると感じております。

少し質問を飛ばしまして、トップセールスについて改めて質問していきたいと思っておりますけれども、知事が考えていらっしゃるトップセールスというのは、具体的にどういったこ

とを行うのかというところを確認できればと思います。先般の12月定例会の佐藤ケイ子議員の一般質問に対する知事の回答で、県内スポーツ選手の活躍や、またニューヨークタイムズの効果を契機に、さらに海外展開を進めたいという回答もございましたので、そういった点も含めて、トップセールスはこういったことを行っているか、改めて教えていただければと思います。

**○似内流通課総括課長** 菅原亮太委員から御紹介ありましたが、トップセールスでは、やはり現地事業者等のつながりの強化、あるいは販路拡大につながる重要な取り組みということで、現地フェアと組み合わせながら、県産農林水産物の輸出拡大に向け取り組んでいくところであります。例えば昨年カナダで行ったトップセールスでは、商工団体、農業団体等とともに、大使館あるいは領事館などと連携いたしまして、レストラン関係者、シェフ、バイヤー、政府関係者等に対し、牛肉やリンゴなどの県産食材のPRを行ったほか、現地スーパーマーケットにおきまして米、リンゴ、牛肉などの販売、PRなどを行ったところであります。

**○菅原亮太委員** 今おっしゃったように、大使館であったり、レストランでいろいろと幅広く、またスーパーマーケットといった形で川下から川上まで幅広く知事のセールスをされているとっております。そういった岩手県のリーダーとしてセールスをされるわけですので、いろいろなところに出向くのはいいのですが、私が考えるトップセールスというのは、重点的には川上営業だと感じております。川下も確かに大事なのですが、やはり川上を押さえることによって、そこから川下に流れていくということですので、予算がかかっておりますから、そういう大事なところに予算をしっかりと注ぎ込んでいくということが大事だと考えています。満遍なくというよりも、ぜひ川上を重点的にしてトップセールス、またそういった予算配分を行っていただければと思いますが、御見解をお伺いできればと思います。

**○似内流通課総括課長** 菅原亮太委員から御紹介いただきましたトップセールス、川上、川下、特にやはり川上の部分というのが大事だと感じております。海外に行きましても、現地の権限を持っている例えば経営者でありますとか政府関係者など、そういう方々、インフルエンサーも含めて、そういう方に知事がやはり直接出向いて直接PRするというのが効果は大きいと感じております。予算は限られておりますので、今後戦略的に対象地域を考えながら、適切に進めていきたいと感じております。

**○菅原亮太委員** 次の質問です。先般ある報道がありました。それについて、少し岩手県の見解を確認するという意味で質問させていただきます。いわての食材戦略的海外輸出展開事業費についてですけれども、こちらは農林水産物の輸出拡大を図るため、シンガポールにおける知事トップセールスを実施するという事業費だったと認識しております。これについて、これは一応新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が使用されている。知事は、新型コロナウイルス感染症拡大前からシンガポールにもセールスに出向いていたので、コロナ禍やアフターコロナのための交付金の活用事例に当たらないのではない

かという報道がありました。それについて県の見解をお伺いできればと思います。

○似内流通課総括課長 菅原亮太委員からお話ございましたいわての食材戦略的海外輸出展開事業費についてであります。まず本事業は県内事業者の輸出強化を目的とした戦略の策定、実行を支援するとともに、重点市場であるアジア、北米地域におきまして、大使館、領事館等と連携し、いわてフェアを開催するなど、県産農林水産物の輸出拡大を図るための取り組みを行うものであります。

菅原亮太委員からお話ございました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金ですけれども、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に加えまして、地域経済、住民生活の支援や地方創生に資する事業に充当するということとされております。本事業によりまして、これまでコロナ禍で実施できなかった輸出国の流通事業者の訪問による結びつきの強化など、今回関係する市町村あるいは商工団体、農業団体と一体となって、県産農林水産物を初めとする県産品の輸出拡大に向け取り組んでいくということで、我々はそういう認識です。

○菅原亮太委員 わかりました。県の見解ということで承知をいたしました。いずれにしても、税金が投入された上でのそういった海外戦略事業ですので、しっかりと、先ほど申し上げましたトップセールスの成果を発揮していただいて、また成果指標であったり、成果報告もしっかりとしていただけるようお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。岩手県農業共済組合の家畜人工授精業務廃止について質問させていただきます。岩手県農業共済組合、以下、NOSA I と申し上げますけれども、NOSA I が岩手県北基幹家畜診療所と岩手県南基幹遠野家畜診療所で実施している家畜人工授精業務を令和6年度末までに廃止するという情報がございました。まず、伺いますが、県内の現在の人工授精師の配置状況を示していただければと思います。NOSA I、JA、開業医、それぞれいらっしゃると思いますので、各地域ごとの状況をお示しいただければと思います。

○高橋振興・衛生課長 県内の家畜人工授精師の状況についてであります。初めに岩手県全体の状況であります。家畜人工授精業務等を行う施設としまして、岩手県が許可している家畜人工授精所は、本年11月時点で県内173カ所ございます。その内訳として、個人開業の施設は約140カ所と大多数を占めており、次いで農業協同組合等の施設22カ所、岩手県農業共済組合の施設は2カ所となっております。農業共済組合の施設は、盛岡地域と遠野地域に各1カ所所在しているという状況となっております。この盛岡地域及び遠野地域における家畜人工授精所の数につきましては、農業共済組合の施設を含めまして、それぞれ22カ所及び10カ所となっております。これらの地域における家畜人工授精師等の人数につきましては、盛岡地域では約25名で、うち農業共済組合は2名、遠野地域では約20名で、うち農業共済組合は3名となっております。残りの約40名は農業協同組合等の団体や個人開業となっております。

○菅原亮太委員 先ほど申し上げましたとおり、NOSA I が遠野家畜診療所から撤退、



廃止ということですがけれども、それについて対応は可能かどうか、そういったところも含めてお示しいただければと思います。

○高橋振興・衛生課長 農業共済組合の家畜人工授精業務廃止への対応についてであります。農業共済組合では、先ほど菅原亮太委員から御紹介がありましたとおり、家畜人工授精業務を行っている盛岡地域及び遠野地域において、令和6年度末までに業務を廃止するところとあります。岩手県では、本年9月に振興局が主体となりまして、地元の自治体、農業協同組合、農業共済組合等と検討する場を設け、検討会を開催してきたところです。これまでの検討会において、農業共済組合が家畜人工授精業務を行っている農場の戸数ですとか、地域内の家畜人工授精所の施設の数などについて情報共有し、農業共済組合の代わりに家畜人工授精業務を引き受ける施設の確保などを検討しているところです。引き続き、各地域の実情に応じて家畜人工授精業務が安定的に実施されるよう、地元自治体や関係団体と連携しながら、検討を進めてまいります。

○菅原亮太委員 今の御答弁ですと、まだ検討中ということでございました。遠野地域は、そういった人工授精師がいなくなるというのは大打撃だと思いますので、しっかりとそういったところを支援していただくようお願いしたいと思っております。

NOSA Iのそういった家畜診療事業の経営の安定化だったり、また永続性というのを確保するため、例えば遠野地域みたいに家畜の数は多いのに技師が少ないといった地域性を考慮して、採算について、例えば財政支援の検討というのはございますでしょうか。

○金野団体指導課総括課長 農業共済組合の家畜診療事業について、ただいまの畜産課からの答弁と若干重なる部分もありますが、御了承いただければと思います。組合の家畜診療事業につきましては、平成30年度制度改正がございまして、それまで家畜共済勘定の中で経理されておりました家畜診療収支につきまして、勘定の損益を明確にするという観点から、家畜共済組合から家畜診療勘定、これを分離するということとされました。これによりまして、家畜診療所の経営がいわゆる完全な独立採算制という形になりまして、従来遠隔地への往診等、本県でありますとコストが高い経営環境にあった農業共済組合におきましては、家畜診療勘定となる収支につきまして赤字が顕在化してきたというところがございます。このため、共済組合ではさまざまな経営努力はしてきたものの、経営収支の改善の一環といたしまして、今般盛岡地域と遠野地域で行ってきた家畜人工授精業務の廃止を決定したものと承知しております。

県では、これまで国に対しまして、家畜診療事業の収支改善に向けた制度の見直しを要望してきたところです。また、国では本年4月から家畜共済診療点数表を改正いたしまして、移動距離に応じた往診料の再設定ですとか、夜間、それから深夜、悪天候時の往診への加算等の見直しが行われたところです。

組合におきましては、診療料金の見直しですとか人件費の抑制、家畜診療所の数や規模の見直し等によって、これまで収支の改善に取り組んできたところではございますが、このほか今般家畜人工授精業務を廃止することとなる盛岡地域ですとか遠野地域への説明、

それからこれらの地域における新たな提供体制の検討への参画も行っております。

県といたしましては、引き続き組合のこうした取り組み状況を把握しながら、収支改善に向けた指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 そういった状況をしっかりと把握していただき、県としてもさまざまな支援、補助、助言、指導等をお願いしたいと思っております。

そういった中で、NOSA Iに限らず専門職の方の高齢化によって、遠野地域や盛岡地域に限らず、ほかの地域も廃止、縮小の傾向がこれから出てくると思うのですけれども、今後、県として人材確保であったり、家畜人工授精師などの偏在化の解消に向けた広域的な人材ネットワークといった支援も必要だと思うのですけれども、それについて何か御見解があればお願いいたします。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精師の確保等に向けた支援についてであります。家畜人工授精師は家畜改良増殖法に基づく免許が必要となっております。県では県全体の家畜人工授精師の確保に向け、家畜改良増殖法に基づく講習会を毎年開催し、家畜人工授精師免許の取得を支援しているところです。また、岩手県農業共済組合が家畜人工授精業務を廃止することにより影響を受けます遠野地域、盛岡地域において、現在先ほど答弁申し上げたとおり、地元の自治体等と検討しているところでございまして、地域内の家畜人工授精業務が継続されるよう検討を続けているところです。広域的な人材活用につきましては、その必要性も含めて、このような検討会の中で議論していくこととしております。

○菅原亮太委員 先般、保健医療関係でも、医療圏ネットワークといったところも示されております。家畜についても、お医者さんの医療圏ネットワーク的なものをしっかりとこれから検討していく必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それに付随しまして、獣医師について、岩手県の畜産振興のためには、当然獣医師であったり、先ほどの家畜人工授精師などの技師の確保が欠かせないわけですが、岩手大学では2025年度を目標に獣医学部を新設予定となっております。これについて、県としてそういった獣医師や技術者の確保に向けて、岩手大学とどのように連携して人材確保に努めていくか、見解を伺いたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 岩手大学と連携しました獣医師の確保についてであります。岩手県では産業動物分野の獣医師確保に向け、岩手大学を含む東日本地域の獣医系大学での就職説明会の開催ですとか、全国の獣医系大学から獣医学生のインターンシップの受け入れなど、大学と連携した取り組みを進めているところです。

獣医学生は、全国的に小動物分野の希望が多い状況がありますので、産業動物分野の獣医師の業務への理解を深めることが重要と考えております。今年度から新たに岩手大学等の講義の中で、産業動物分野の獣医師の業務を紹介する取り組みを開始したところです。岩手大学によりますと、獣医学部の設置に当たり、産業動物獣医学、家畜衛生学の人材育成を目指すとしておりますことから、今後本県の産業動物分野の獣医師確保に向け、岩手大学とどのような連携ができるか意見交換してまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 先ほどおっしゃったように、産業動物分野の獣医師確保は本当に重要になってきますので、意見交換とおっしゃっていただきましたけれども、綿密に連携をとって、岩手大学と協働して行っていただきたいと思っております。

岩手大学に限らず、県全体としては家畜人工授精師だったり、獣医師の確保に向けて、こういった取り組みをしているかお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精師ですとか、産業動物分野の獣医師の確保に向けた取り組みについてですが、家畜人工授精師については、先ほど答弁申し上げたとおり、毎年講習会を開催して県全体の免許の取得者の確保を支援しているところですし、産業動物分野の獣医師につきましては、獣医系大学の就職説明ですとかインターンシップの受け入れのほか、獣医学生の修学資金貸付けなどに取り組んでいるところです。引き続きこのような取り組みを続けながら、家畜人工授精師や産業動物分野の獣医師の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 農業大学校においても、さまざまな取り組みがあると思うのですが、それについて県として農業大学校に対してこういったことやっているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○高橋振興・衛生課長 県立農業大学校につきましては、家畜人工授精師の免許の取得という観点で、毎年家畜人工授精師の免許の取得者が30名ほどいるのですが、農業大学校が約半分少し、あとは盛岡農業高校の特別専攻科という学生も含めて、約半分以上が若手の農業大学校の学生ですとか盛岡農業高校の学生ですので、そのような取り組みを通じて技術者の確保を進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 わかりました。そういった免許の取得について、補助等についてもいろいろと御検討いただきながら、本当に県を挙げて産業獣医師であったり、先ほどの家畜人工授精技師など、家畜を守ってくださるさまざまな人材の確保に取り組んでいただければと思います。

三つ目のクロマグロについてですけれども、先ほどの佐々木茂光委員と少し重複した部分もありましたので、1点だけ質問させていただきます。現在、マグロは漁獲枠を超えた分を放流していると思うのですが、放流した場合、それは民間から見れば逸失利益という形になってしまうのですが、それについてどういう補償がされているか、どういう保険があるか御説明をいただければと思います。

○太田漁業調整課長 クロマグロの漁獲自粛に対する補償ですが、まず国は定置網に入りましたクロマグロの放流作業のかかり増し経費への支援としまして、クロマグロ混獲回避取組支援事業というものを令和元年度から開始しております。本県では、令和4年度に定置網95カ統がこの事業に対して助成を受けているところです。また、令和5年度につきましては、定置漁業96カ統がこの事業の実施をしているところです。

また、資源管理の実施に伴う収入減少への補償としましては、漁業共済制度がありまして、こちらのほかにも放流などの一定の資源管理に取り組む場合には、積立ぶらすの強度

資源管理タイプというものが利用できます。さらに、より一層の資源管理に取り組む場合には、水揚げ金額の減少が続きましても補填の水準が低下しないという特例措置が定められているほか、関連要件の緩和などによりまして、岩手県内ではほぼ全ての定置網がこの制度を利用している状況にあります。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。そういったところも含めて、水産業をしっかりと守っていきたいと思います。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔高田一郎委員挙手〕

○千葉盛委員長 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○高田一郎委員 それでは、まず最初に、給食施設における県産農林水産物の利用実態調査について伺います。

県が2年に1度実態調査を行っております。いつもその公表を11月ころしておりますが、まだ公表されていないものと思っております。ただ、全体像は大体把握されていると思いますので、お聞きしたいと思います。前回の調査と比較して、どのような状況になっているのか、その特徴と成果について、まずお伺いいたします。

これまで県産食材の拡大に安定供給、あるいは県産食材が高いという、こういうさまざまな課題があって、なかなか利用率も拡大できない、そういう状況にありました。こういった課題をどのように克服しようとしているのか、県の対応状況についてもお伺いいたします。

○似内流通課総括課長 県が2年に1回実施しております給食事業における県産農林水産物の利用実態調査についてでありますけれども、令和4年度の調査結果につきましては、現在集計作業を続けているところでありまして、申し訳ございませんが、答弁は御容赦いただければと思います。

続きまして、課題解決に向けた対応ということで、令和2年度の調査結果で、高田一郎委員からお話ございました県産食材の利用拡大のところで、冬期間の野菜等の安定供給、また県産食材の価格が外国産、他県産と比べて高いなどということが課題として挙げられたところです。このため、県では県産食材の安定供給に向けまして、栄養教諭等を対象とした研修会における学校給食への県産食材の利用促進の働きかけ、また給食事業者、水産加工事業者、農業団体と連携した県内小中学校の給食への水産加工品、畜産加工品のメニュー提供、また本年9月に開催いたしましたいわて食材マッチング交流会におきまして、生産者と給食事業者等との商談会の実施に加えまして、来年1月には産直を活用した新たな取り組みといたしまして、産直と給食事業者等を対象とした商談交流会を開催する予定であります。

また、給食事業者と生産者の相互理解のもとに利用拡大が進むよう、今年度岩手県と給食事業者との意見交換をこれまで9回行い、給食事業者に対し、県産食材に関する価格やロットなどの情報を提供してきたところであり、こうした取り組み等により県産食材の利用拡大を進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 直近の数字は公表できないということでもありますけれども、今までの利用実態調査を見ますと、特に野菜、畜産水産物、それから加工品等については、調査をするたびに、毎年2割、3割とか、そういう状況になって、利用率の拡大が課題になっている状況です。さまざまな努力をされているのですけれども、やはりその要因の一つは、病院や、あるいは社会福祉施設の公定価格です。例えば入院給食費については報酬が30年間ほとんど変わっていない1,920円です。介護施設については、3年に一度の介護報酬改定ですから、3年間は同じということで、それでも今1,445円になっております。しかも、物価高騰の中で、なかなかいい食材を確保できないという状況がありますので、さまざまな努力も大切なのですけれども、こういう食材に対しての公的な支援をもっと拡充するということが必要ではないかと思うのです。

岩手県は、食料自給率が107%、108%、そういう農業県ですので、やはりもっともっと給食に対して県産食材を活用していただきたいと思うのです。自治体によってはいろいろやっています。海の日、牛の日など、地元の農産物をふんだんに取り入れて頑張っていますけれども、岩手県と市町村が連携して、そういう取り組みがさらに必要ではないかと思うのですけれども、そういう対応についてどう考えていますか。

それから、今学校給食センターがどんどん広がって、そして民間委託、これも広がっています。公立ばかり優先するという方向は、私は決していいとも思いません。しかし、こういう一つの給食センターで2,000食、3,000食とか、民間委託については、その中身については、こうしろ、ああしろというのは言えないのです。ですから、この中でどう利用率を拡大していくかというのが私は課題だと思います。

そういう意味で、なぜ地元産の活用が必要なのかと、教育的な効果も含めて、共有できる目標をやはりお互いにしっかり持つという取り組み、あるいはその中に入って供給者と、そして学校側、社会福祉施設、病院でもいいですけれども、その中に入ってコーディネートをして、そして県産食材を拡大していくという、人的な配置、これもやはり必要ではないかと思っておりますが、その辺についてのまず岩手県の考えをお伺いしたいと思います。

○似内流通課総括課長 地元で学校給食を初め、地元の農産物を使用するということは、地域の自然、文化、産業等についての理解を深めるということ、食に関する感謝の念を育むなど、さまざまな意義があると私は受けとめております。高田一郎委員からお話がございましたさまざまな地元の日、例えば肉の日でありますとか、鶏肉の日ということで、県、市町村とも、さまざまな取り組みをしているところです。

学校給食センターのお話もございました。市町村におきましては、県産食材の調達につきまして、必要な量、規格、回数など、例えば学校給食の提供の状況などもさまざまであ

ります。今、県といたしましては、それぞれの地域の実情に応じた取り組みの支援ということで、県内事例の情報提供というようなところをまず進めているところです。学校給食でありますとか県立病院ということで、県の教育機関、あるいは県の医療局というところもございます。そことも緊密に連携しながら、県産食材の利用拡大に向けた取り組み、特にマッチングの部分というのは、我々農林水産部が一番やらなければいけないところだと思っております。給食事業者と生産者とのマッチング、ここをまずしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、また医療局でありますとか県の教育委員会など、関係する機関ともここは密接に連携しながら、食材利用の拡大に向けた取り組みをしっかり進めたいと思っております。

○高田一郎委員 いろいろな機関との緊密な連携も大事なのですけれども、さきほども申し上げたように、入院給食費の報酬というのは1,920円と30年間変わっていないのです。社会福祉施設、介護施設についても、公定価格で縛られているので、しかも物価高騰ですから、そのために今回の補正予算で介護医療施設なんかの給食費の食材の高騰分を応援するという事になったのですけれども、それはそれとして評価したいのですけれども、やはりこの食料自給率107%という岩手県の強みを生かして、もう少しお金も使って対応していただきたいと思えます。

次に、クロマグロの漁獲枠について伺いたいと思えます。私も通告しておりましたので、重複しない程度にお伺いしたいと思います。先ほどのお話を聞いて、昨年の放流数、漁獲枠の5倍になっているということで、私も改めて驚きました。県からは、来年の漁獲枠の配分については、追加配分もなかなか見込めず、今年度の規模のようなお話がありました。国際会議等の議論が不透明なのですけれども、国の対応としてはどういうスタンスになっているのか、このことをお伺いしたいと思います。

同時に、今度の漁獲枠の報道を見ますと、日本全体ですけれども、大型魚については1,745トン、そして小型が2,193トンということが報じられています。間違っていれば訂正していただきたいのですけれども、この漁獲枠というのは水産資源を守るための資源管理として行っているわけです。本来水産資源を守る、資源管理をするというのであれば、大型魚が少なくても小型魚が多いというのはどうなのかと思うのです。そういう点で、これは大型魚と小型魚について国が配分するわけです。先ほど捕獲実績に基づいた配分だということなのですが、これは資源管理の観点からすると、大型魚を増やすことが、これはできないものかどうか。これをもし見直すことによって、どういう問題や課題が起きるのかということをお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 まず、クロマグロの今後の資源管理に対しての国のスタンスですが、午前中の答弁でも若干お話しさせていただいたところですが、現在12月4日から8日まで、WCPFCといいますけれども、中西部太平洋まぐろ類委員会の臨時総会というものがクック諸島で開催されております。その中で、今後の漁獲可能量等の議論がされているところですが、ことしの7月に開催された同じくWCPFCの北小委員会の中で決議されてい

るものとして、小型魚から大型魚への振りかえ量を増やすということが今回の臨時総会で提案されるようになってきているところです。この提案が承認されるということになりますと、従来小型魚の枠から大型魚への振りかえ枠というのは10%だったのですが、これが30%まで増加されるということで、可能であれば小型魚の配分から大型魚への振りかえというものが従来よりも多くなるということで、大型魚の漁獲可能量がふえる可能性があるということです。

もう一つ、資源管理ということで、まず全体としてクロマグロの資源管理そのものの枠組みとしましては、太平洋クロマグロ、これが日本で捕れるクロマグロですが、これの親魚の資源量というものを令和6年までに4.3万トンまで回復させるというのが目標となって、国際的に取り組んでいるものです。その取り組みの達成手段としまして、小型魚というものが平成14年から平成16年までの平均漁獲量、これを基準値としまして、この基準値から半減する。大型魚については、この基準値から増加させないということが取り組みの方針となっております。そこにのっとりまして、令和5年に我が国に配分された漁獲可能量というものは、小型魚が4,194トン、大型魚が6,776.8トンと、実際には大型魚の漁獲可能量の配分が多くなっております。

この中で、国の中の漁獲可能量は、平成14年から平成16年当時の大臣管理漁業と各都道府県の定置網を中心とする沿岸漁業での漁獲の実績を基本とした配分となっております。本県の場合、その当時定置網漁場で漁獲をしていたのですが、従来小型魚の漁獲の実績が高かったことから、現在のように本県に向けての配分というものは大型魚よりも小型魚が多くなっているという状況でございます。ただし、近年は大型魚もかなり来遊しているということから、大型魚と小型魚の振りかえ制度ですとか優遇等を活用しまして、あとは国にも漁獲の実態に合わせた漁獲可能量となるように要望しているところです。

また、先ほどありましたが、次の漁獲可能量がことしの臨時総会で大型魚の振りかえ等が多くなった場合ですが、やはりここについては、例えば県内の場合ですと現在大型魚は総量管理にしているので、そういった部分もまた県内の漁業権者の方々に納得できるような配分の仕方等について検討していかなければいけないということです。

○高田一郎委員 やはり漁獲の実態に合わせた対応をしていく必要があるのだろうと思います。

それで、現在でも漁獲枠の5倍を超えるような放流になっているという先ほどのお話もありました。先ほどの質疑の中で、放流されてもかかり増し経費等について支援があるのだという話がありましたけれども、具体的にどのように補償されるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 かかり増し経費の支援でなくて、クロマグロ混獲回避取組支援事業の実績ですが、各定置網1カ統について上限100万円としまして、かかり増し経費の助成がされているものです。令和元年度ですと、こちらの事業に参画している定置網が86カ統で、総額で2,493万円、令和2年度が95カ統で2,322万円、令和3年度が95カ統で、こ

ちらが2,017万円、令和4年度が95カ統で4,578万円、令和5年度が96カ統で4,275万円という形になっております。

○高田一郎委員 それで、先ほど水産資源を守るために、大型魚と小型魚の配分枠の見直しを質問したのですけれども、もう一つ沖合漁業と沿岸漁業との漁獲枠のことについても少しお聞きしたいと思います。これは、新聞でも報道されていますけれども、沖合漁業については、大型魚は401トンふえて4,820トン、沿岸漁業については、数字は変わるとは思いますけれども、1,745トンと、沖合漁業が2.7倍あるわけです。実は小型沿岸漁業というのは、経営体が全国で2万あると言われております。一方では、沖合漁業を担っている大中型まき網漁業の経営体は、大手水産会社も参加しているようではございますけれども、この経営体はわずか20程度と言われております。定置網というのは、魚を待つ漁法と言われてますし、沖合である大型まき網というのは根こそぎ捕る漁法ですから、この定置網というのは非常に水産資源の再生という点では調和のとれた漁法ではないかと思うのです。これだけ魚が、マグロがふえて、もう漁獲枠の5倍を超えるような放流をしている、そういう中であつてもう少し沖合漁業と沿岸漁業との配分枠を見直す必要があるのではないかと私は思うのですけれども、県の考え方についてお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 先ほどありました沖合の漁業というものは、大臣管理区分の漁業種類で、沿岸というものは知事許可、主に定置網で捕っている漁業種類ということですが、先ほど高田一郎委員のお話しした数字といたしますのは、先ほどありました国際会議で今諮っている中での大型魚の振りかえの部分、これが認められた場合の数字ということで先行して出ているものでございまして、これがもし予定どおり今回の会議で承認された場合には、知事許可、沿岸の漁業についても同様の振りかえの照会が来ることになっておりますので、そこで希望に応じて、例えば振りかえを希望すれば今ある、先ほどの1,745トンから振り替えて、もう少し大型魚の漁獲可能量が上積みになるということで、国としては2段階の照会をかけて、大型魚の漁獲可能量を定めるという方針でいるようです。

○高田一郎委員 わかりました。漁獲枠の5倍以上も超える放流せざるを得ない状況になっているというのは、全国的にかなり資源が回復してきているのではないかと思いますので、やはり資源の実態に合った対応であるように、県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、私も県産小麦のカビ毒検出について通告しておりましたので、改めてお伺いしたいと思います。まず、被害の実態、県はどのように把握されているのでしょうか。全農岩手県本部も速やかに自主回収作業を実施して、早急な再発防止対策を策定していくという、そういうことになってはおりますけれども、まず被害の全容を明らかにする必要があると思っております。いろいろな新聞報道でも学校給食、あるいは煎餅店での休業、着払いして製麺所などが自主回収しているなど、かなり大変な状況になっていると思っております。県として、被害の実態をどのように把握されているのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 被害の実態と回収等の状況についてですけれども、自主回収の部分



につきましては、環境生活部の所管ということになっておりますので、当部からの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○高田一郎委員 被害の実態は環境生活部県民くらしの安全課ですね。わかりました。

○吉田水田農業課長 失礼しました。健康被害の関係ですけれども、環境生活部によりますと、こちらにつきましては現時点でカビ毒の基準超過した小麦の利用による健康被害は確認されていないと聞いております。

○高田一郎委員 わかりました。担当課が違うということなのでしょうけれども、担当課からこういうことを聞いているくらいの説明はあってよかったのかと思います。先ほども原因究明を急いで再発防止に必要な助言、指導を行うという答弁がありました。原因究明については、恐らく保健所もかかわっているのかと思いますが、原因究明や再発防止に対する必要な助言、指導を行うということでもありますけれども、県としてのかかわりというのはどのようになるのでしょうか。

○中村農産園芸課総括課長 食品衛生法上では、製品の安全性の確保は事業者の責任によって行うこととされておりまして、まずは全農岩手県本部で原因究明をした上で、それらが環境生活部へ伝わってから今後の我々の指導、助言ということになると思っておりますので、その状況等を踏まえて連携して取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど健康被害については、吉田水田農業課長の声が少し低かったので、聞きとれなかったかと思いますが、現時点としては健康被害の明らかな事案については報告されていないという状況と聞いております。

○高田一郎委員 何よりも原因究明が最も大事だと私も思います。やはり原因究明なくして賠償もありませんし、再発防止対策もないと思っておりますので、全農岩手県本部も早急に原因究明と再発防止大綱をつくっていききたいということでもありますので、それは今後の対応を見守っていききたいと思っております。

農林水産部としては、やはり生産段階での今後の対応というのが非常に大事なのかと思います。それで、先ほどもお話がありましたけれども、麦は生育後期に降雨が多くて、天候の関係もあって赤カビが発生しやすい環境にあります。実は農林水産省も、カビ毒の汚染の予防及び低減のための指針をつくって対応しているようであります。これに基づいた栽培管理あるいは技術指導、乾燥や貯蔵でも、そういう指針に基づいた対応がきちっとされているのかどうかということをお聞きしたいと思っております。通告にありませんで、突然ですけれども、基本的なところでありますので、このことをお伺いしたいと思っております。

○長谷川農業革新支援課長 高田一郎委員の御指摘のように、国のカビ毒の規制強化が、令和3年に行われておりまして、それに基づきまして国では麦類のカビ毒汚染の予防及び低減のための指針を策定しております。その指針に基づきまして、指針活用のための技術情報というものを国で策定しておりまして、この技術情報に基づきまして生産段階ですとか、あとは貯蔵段階において必要な取り組み、適切な対策をとっております。

○高田一郎委員 時間がないので、最後にしたいと思っております。先ほどの自主検査について、

集荷団体の自主検査になっているという表現がありました。これは、正しいのかどうかということもお伺いしたいと思います。

新聞報道によりますと、生産段階では検出されなかったというような報道もあります。実際今回の場合は、検査がどうだったのかということが一つと、先ほど紹介をいたしました国の指針の中では、カビ毒の検査についてはこのように記述がしてあります。試し刈りや荷受け時の含有量を確認し、乾燥調製をする。圃場や出荷ロットの単位で測定することが望ましい。この指針に基づいて、今回の対応はどうだったのかも含めて、答弁いただきたいと思えます。

○中村農産園芸課総括課長 全国農業協同組合連合会岩手県本部におきましては、現時点で生産から乾燥調製、なお出荷までの間のそういうところについて、全てについて検証していると聞いておりまして、その中で自主検査としてのカビの検査の状況等も調べるものと思っておりますので、それらの報告等を待って、その内容を確認した上で、もし改善が必要なところがあるとすれば指導するようなことを考えていきたいと考えております。現時点では、調査を待っているという段階です。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思えます。調査項目については、県産米の販売状況についてといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。